

諮問事項に係る協働促進施策について

「目指す状態」(第2回会議資料より)

協働ガイドラインや市民活動支援制度の活用、市やUMECO事業の充実により**多様な主体**(市民活動団体、地域、事業者、行政)の協働と**多様な層**の市民(「若者」に重点を置く)の活動への参加を促進することを通じ多くの市民活動団体が自立した組織へと発展し、地域課題の解決に貢献している。

1 協働ガイドラインの活用

(1) PR用概要版の原稿案

現時点で想定するレイアウト(第9回会議資料より)

- ・ 1 ページ目には手に取ってもらいやすい工夫を施す
- ・ 2、3 ページ目には見開きで協働の流れを図解入りで掲載
- ・ 4 ページ目は相談先、協働事例の一覧を掲載

○スケジュール ※スケジュールの括弧+数字等は、委員会の会議を表します。(10)は第10回会議 等)

令和6年	8月(10)	原稿、配布先等の検討(UMECOや市民活動団体の意見参考)
	10月(11)	原稿、配布先等の確定
	11月	配布開始

(2) 周知方法

- ・ UMECO登録団体への周知
- ・ 公共施設への配架
- ・ 市やUMECOのHPに掲載
- ・ 協働相手へのアプローチ(自治会やまちづくり委員会、潜在的なニーズ)

2 市やUMECO事業の充実

- (1) 『市民活動入門×若者支援講座「今、はじめよう!!自分のため×誰かのため」』
- (2) 『団体交流会「人や地域とのつながりが健康で長寿の秘訣」』
- (3) 『企業・NPO・大学パートナーシップミーティング(県西地域)』